

# 熊本市東部堆肥センターの管理運営に係る関係者会議実施要綱

制定 平成29年11月15日環境局長決裁  
令和 2年 1月1日水保全課長決裁

(趣旨)

第1条 熊本市東部堆肥センター条例（平成29年条例第41号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき熊本市が設置する熊本市東部堆肥センター（以下「センター」という。）の適切かつ効果的な管理運営に関して、関係者に対して意見聴取等をするためのセンターの管理運営に関する関係者会議（以下「関係者会議」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取等の事項)

第2条 関係者会議は、次に掲げる事項について意見聴取等を行う。

- (1) 家畜の排せつ物のセンターへの搬入に関すること。
- (2) センターが行う事業に係る周辺の生活環境の保全に関すること。
- (3) センターで生産された堆肥の利用に関すること。
- (4) その他センターの管理運営に関すること。

(関係者の範囲)

第3条 関係者の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) センターの使用許可を受けようとする者又は使用許可を受けた者
- (2) 託麻東校区自治協議会長
- (3) 託麻東校区第7町内自治会長
- (4) 熊本市農区長設置規則（昭和45年規則第75号）第2条の規定により委嘱を受けた第2農区の農区長
- (5) 熊本市農業協同組合営農指導課長
- (6) 熊本市農業協同組合小山戸島支店長
- (7) 熊本県農業普及振興課の担当職員
- (8) 熊本県農業公社の担当課長
- (9) 熊本市農業支援課長、北東部農業振興センター農業振興課長及び水保全課長

(会長及び副会長)

第4条 関係者会議は、水保全課長が主宰し、その議長になる。

- 2 農業支援課長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠席したときは、その職務を代理する。

(関係者会議の開催等)

第5条 関係者会議は、議長が招集し、毎年度1回以上、定期的に開催する。ただし、関係者の求めにより、必要に応じて開催することができる。

- 2 議長は、意見を聴く事項等に応じ、参加者を決定するものとする。
- 3 議長は、意見を聴く事項により関係者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 関係者会議に出席する者は、あらかじめ議長に連絡することにより代理の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 関係者会議の庶務は、水保全課において行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、関係者会議の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。